

(3) 給付と負担の見直し－これまでの方式と保険料固定方式

これまでの方式（給付水準維持方式あるいは給付と負担の双方見直し方式）

- 社会経済情勢の変動に対して、これまで5年ごとの財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通し等の変化を踏まえて、給付内容や将来の保険料水準を見直してきた。
- しかしながら、この方式については、少子・高齢化が急速に進む中で、若い世代にとっては将来の給付水準も保険料水準も不透明なものとなり、年金制度に対する不安につながっているとの批判も強まっている。
- また、この方式を採る場合でも、例えば、保険料が相当な水準に達しているドイツでは、保険料水準の十分な引上げが困難となり、もっぱら給付水準の見直しにより財政均衡が図られていることに留意が必要である。

保険料固定方式

- これに対して、スウェーデンの年金改革にみられるように、将来にわたって保険料水準を固定し、その後、人口構造や経済の見通しが想定を超えて変動する場合には、給付水準を自動的に調整することで対応するという考え方には、関心が集まっている。
- この考え方を我が国の年金制度に導入する場合には、最終的な保険料水準を法定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを制度に組み込むことになる（保険料固定方式）。

- 少子・高齢化が急速に進行する我が国においても、世代間の公平や現役世代の保険料負担の限界を考えれば、最終的な保険料水準を法定する保険料固定方式の採用は、選択肢として考えることができる。
- 保険料固定方式を探る場合、我が国では、現在、最終的な保険料水準に向けた保険料（率）の引上げ途上にあることから、直ちにある水準で保険料（率）を固定することはできず、保険料（率）を段階的に引き上げていく計画や最終的な保険料（率）の水準を、あらかじめ制度として固定することになる。
- 一方、給付面では、想定を超えて少子化等の社会経済情勢に変化が生じた場合に、制度の見直しを要することなく自動的に給付水準が調整されることとなる。こうした仕組みは、少子化等の社会経済情勢に柔軟に対応できるだけでなく、少子化への取組や経済の発展に向けた経済社会全体の努力を、将来の給付水準に自動的に反映させることができる。
- 保険料固定方式では、給付水準は一義的には定まらず、固定した最終的な保険料水準による負担の範囲内で、少子化等の社会経済情勢に応じて、幅をもって変動することとなる。即ち、少子化等の社会経済情勢が好転すれば、給付水準は改善される仕組みである。
- この場合、公的年金が老後生活の支えとしてふさわしい価値のあるものであるためには、給付水準の調整には一定の限度（給付水準の下限）が設けられることが必要である。

(4) 将来の最終的な保険料水準

厚生年金の将来の最終的な保険料水準

- 平成12年の年金制度改革では、厚生年金について、将来の最終的な保険料率を年収の20%程度に設定した。(基礎年金の国庫負担割合1/2の場合で19.8%)
- 有識者調査(平成10年5月)では、年収の2割程度という負担水準が最も支持を受けた。また、すでに相当に高齢化が進んだ西欧諸国では、保険料負担は20%程度に設定されている。これは、年金保険料の心理的な負担の限界と見られていること等のためである。(図表4)
- 他方、最終的な保険料(率)の水準を考える際には、年金だけではなく、租税負担や、医療、介護等の他の社会保障負担を合わせた全体的な負担という観点から考えるべきであり、医療・介護等の社会保険料負担も今後上昇していくことから、年金の最終的な保険料率を20%を下回る水準(例えば18%程度)にとどめるべきという意見がある。この場合、この分給付水準が低くなることをどう考えるかという問題がある。(図表6、7)

(参考) 社会保障各制度の保険料率(総報酬ベース)の見通し(新人口推計対応試算ベース)

	平成14(2002)年度	平成37(2025)年度
厚生年金	13.58%	22.4% (23.1%)
政管健保	7.5%	10.3%
介護保険(第2号被保険者)	約1%	約2%程度

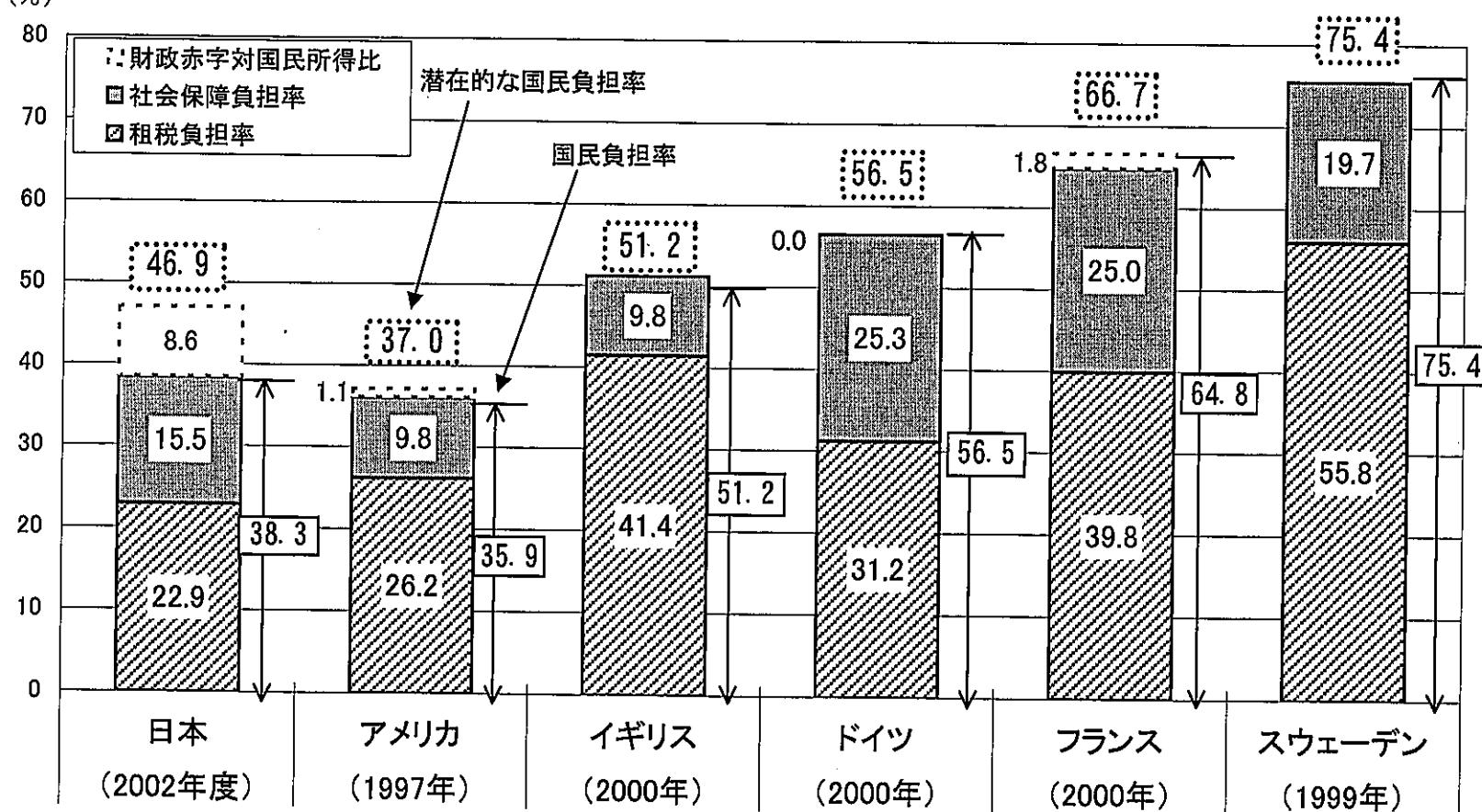
(注1) 厚生年金の平成37(2025)年度の数値は中位推計ベース(基礎年金国庫負担割合1/2)。また、カッコ内の数値は、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」の試算において給付水準維持方式の基準ケースとして示したもの。

(注2) 厚生年金及び政管健保の平成14(2002)年度の数値は標準報酬ベースの数値を総報酬ベースに換算。

図表6 国民負担率の国際比較

我が国の国民負担率(=国民所得に対する租税負担と社会保障負担の割合)は、主要先進諸国と比べ低い水準にある。

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



(注) 1. 日本は2002年度(平成14年度)見込み。諸外国は暦年実績。

2. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

3. イギリス、ドイツは、それぞれ財政黒字が2.2%、1.6%ある。

図表7 社会保険料負担の国際比較

社会保険料負担について国際比較すると、我が国はアメリカやイギリスと同じ水準であり、ドイツやフランスと比べると低い現状にある。

【社会保険料率の国際比較(勤労者)】

	保険料率	うち 本人負担	うち 事業主負担	内 訳
日本 (02.10) 注1	23.37%	11.675%	11.695%	医療保険(政管健保)7.46%(標準報酬月額分8.5%、ボーナス分0.8%)、年金保険(厚生年金)13.58%(標準報酬月額分17.35%、ボーナス分1%)、介護保険(政管健保)0.93%(標準報酬月額分1.07%)、雇用保険1.4%
フランス (98.1) 注2	41.58%	9.61%	31.97%	疾病保険13.55%、年金保険16.35%、寡婦保険0.1%、家族給付5.4%、失業保険6.18%
ドイツ (98)	42.4%	20.95%	21.25%	年金保険20.3%、疾病保険(平均)13.6%、介護保険1.7%、災害保険0.3%(平均)、失業保険6.5%
スウェーデン (98)	35.53%	6.95%	28.58%	年金保険20.38%、医療保険(傷病手当、両親手当等)7.93%、労災保険1.38%、失業保険5.42%、その他0.42%
イギリス (97.4) 注3	最大20%	最大10% 注5	最大10% 注6	国民保険(退職者年金、休職者給付、労働不能給付等)
アメリカ (99) 注4	15.3%	7.65%	7.65%	老齢・遺族・障害年金(OASDI)12.4%、メディケア2.9%

資料:厚生省資料(平成11年版厚生白書に掲載されたものを引用。日本については2002年10月現在の数字に更新。)

- (注) 1. このほか業務災害補償があるが、保険料率は事業の種類により異なっている。
- 2. このほか、労働災害・業務病補償部門の事業主負担保険料率があるが、企業により異なっている(平均4.0%)。また、失業保険の保険料率は所得により異なる。その他に、本人負担として、保険料負担以外に疾病保険、家族給付に充当される一種の目的税である一般社会拠出金(収入の7.5%)がある。
- 3. 医療については公的医療保険がなく、大部分国庫負担で賄われている。
- 4. このほか、州が主管する「社会保険」として、「失業保険」と「労災補償保険」があるが、保険料率は州により異なる。
- 5. 所得により保険料率が異なる。表中の数値は週給64ポンドを超える部分にかかる保険料率。
- 6. 所得により保険料率が異なる。表中の数値は週給210ポンド以上の場合の保険料率。
- 7. 基本的に保険料率は総報酬ベース。日本の場合には、医療保険(政管健保)、年金保険(厚生年金)及び介護保険(政管健保)の保険料率について、ボーナスを含めた総報酬ベースに換算した数値を用いている。なお()の中は標準報酬ケース。

アメリカは公的医療保険制度がないため、公的社会保険料だけで比較すると事業主負担は低いが、事業主が負担している私的年金、医療保険の負担を加えると、我が国よりアメリカの事業主負担の方が高い。

【社会保障費用及び租税等の事業主負担の国民所得費の日米比較】

	社会保障費用		
	社会保険料	法人税	私的年金・私的医療保険
アメリカ (1992年度)	6.4	2.7	5.7
日本 (1995年度)	7.1	5.6	0.5



資料及び注

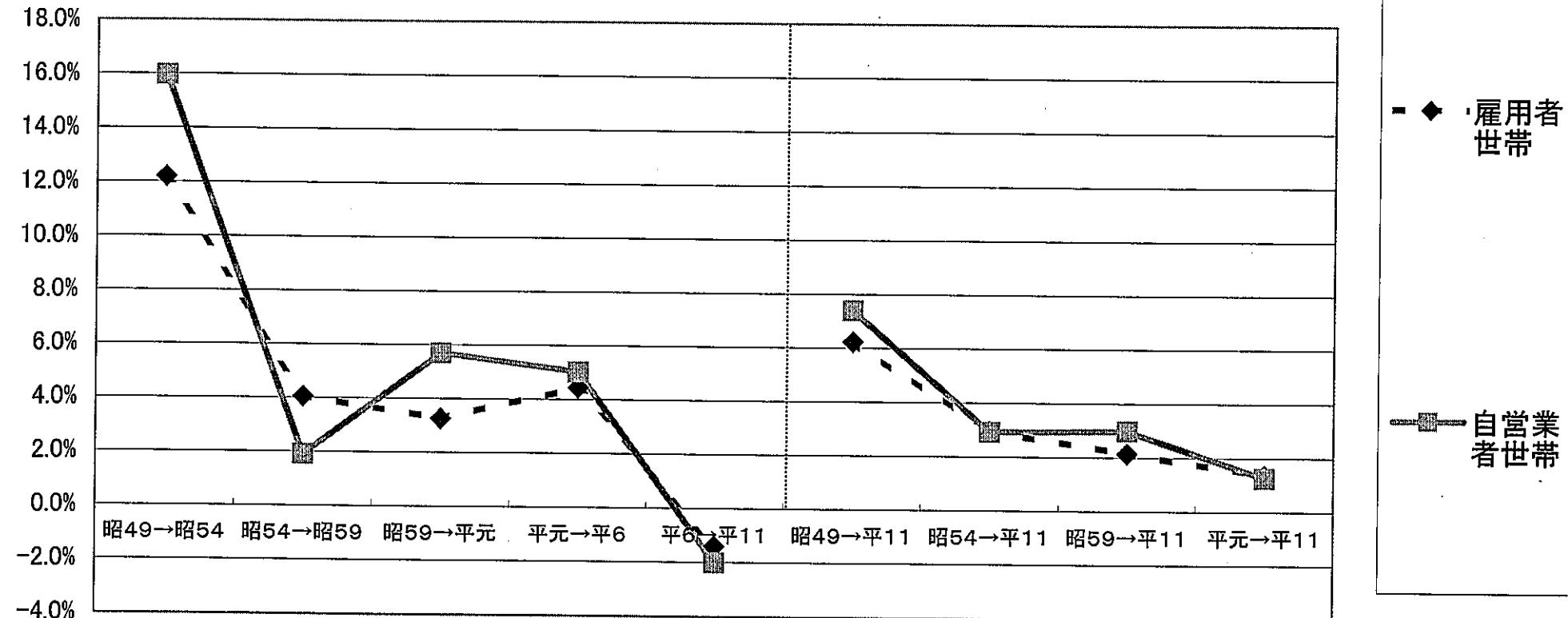
- 1)社会保険料はILO基準による国立社会保障・人口問題研究所調べ
- 2)租税はOECD, Revenue Statisticsによる。
- 3)アメリカの私的年金・私的医療保険の企業負担については、EBRI(Employee Benefit Research Institute), Data Book on Employee Benefit third editionによる。
- 4)日本の税制適格年金については1996年度の推計値

国民年金の将来の最終的な保険料水準

- 平成12年の年金制度改革では、国民年金について、将来の最終的な保険料率を20,000円程度（平成11年度価格）に設定した。（基礎年金の国庫負担割合1／2の場合で18,500円（平成11年度価格））
- 有識者調査（平成10年5月）では、20,000円程度という負担水準が最も支持を受けた。
- 国民年金の被保険者、厚生年金の被保険者ともに同程度の負担増を今後求めていくとすれば、例えば、厚生年金の最終的な保険料水準を20%とすると（13.58%→20%は、1.47倍の負担増。）、国民年金の最終的な保険料水準は、20,000円程度（平成11年度価格）となる。（13,300円→20,000円は、1.5倍の負担増。）（図表8）

(図表8) 世帯業態別の世帯有業人員一人当たり所得の伸び率
(単年度当たり)の推移

単位:伸び率(%)



(出所) 国民生活基礎調査

(注) 世帯有業人員一人当たり所得は、世帯当たり所得を平均世帯有業人員数で除したもの。

- 世帯業態別の所得の推移を見ると、世帯当たり所得は、雇用者世帯と自営業者世帯において、ほぼ同程度である。
- 世帯有業人員一人当たり所得は、雇用者世帯の方が自営業者世帯よりも高いが、その伸び率をみると、ほぼ同様の動きを示している。

世帯業態別の所得の推移

- 世帯業態別の所得の推移を見ると、世帯当たり所得は、雇用者世帯と自営業者世帯において、ほぼ同程度である。
- 世帯有業人員一人当たり所得は、雇用者世帯の方が自営業者世帯よりも高いが、その伸び率をみると、ほぼ同様の動きを示している。

	昭49年	昭54年	昭59年	平元年	平6年	平11年	49→11	54→11	59→11	元→11
全世帯										
世帯当たり所得(月額)	19.6	31.5	39.4	47.2	55.4	52.2				
伸び率(単年度当たり)		12.1%	5.0%	4.0%	3.4%	-1.2%	6.6%	3.3%	2.2%	1.0%
世帯有業人員一人当たり所得(月額)	11.5	19.8	24.0	29.2	37.7	37.3				
伸び率(単年度当たり)		14.5%	4.3%	4.3%	5.8%	-0.2%	9.0%	4.4%	3.7%	2.8%
平均世帯有業人員	1.71	1.59	1.64	1.62	1.47	1.40				
雇用者世帯										
世帯当たり所得(月額)	21.0	33.6	42.8	52.0	61.2	61.2				
伸び率(単年度当たり)		12.0%	5.5%	4.3%	3.6%	0.0%	7.7%	4.1%	2.9%	1.8%
世帯有業人員一人当たり所得(月額)	13.8	22.2	26.8	31.1	38.0	35.4				
伸び率(単年度当たり)		12.2%	4.1%	3.3%	4.4%	-1.4%	6.2%	2.9%	2.1%	1.4%
平均世帯有業人員	1.52	1.51	1.60	1.67	1.61	1.73				
自営業者世帯										
世帯当たり所得(月額)	20.0	33.4	40.4	51.0	63.2	58.5				
伸び率(単年度当たり)		13.3%	4.3%	5.2%	4.8%	-1.5%	7.7%	3.8%	3.0%	1.5%
世帯有業人員一人当たり所得(月額)	9.9	17.8	19.5	25.1	31.4	28.3				
伸び率(単年度当たり)		16.0%	1.9%	5.7%	5.0%	-2.0%	7.4%	2.9%	3.0%	1.3%
平均世帯有業人員	2.02	1.87	2.07	2.03	2.01	2.07				

(出所) 国民生活基礎調査

(注1) 世帯有業人員一人当たり所得(月額)は、世帯当たり所得(月額)を平均世帯有業人員数で除したもの。

(注2) 伸び率は、調査年度間の伸び率を基に、単年度当たりの伸び率を計算したもの。

厚生年金の最終保険料水準と国民年金の最終保険料水準の関係

- 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」（以下「方向性と論点」）における試算（基準ケース）において、現行の給付水準を維持するためには（給付水準維持方式）、最終保険料（率）は、厚生年金について 23.1%、国民年金について 20,500 円（平成 11 年度価格）とすることが必要である。また、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、最終保険料水準は変動することとなる。（「方向性と論点」における試算では、厚生年金の最終保険料率（総報酬ベース）は 21.0%～26.6% の幅の間で変動し、国民年金の最終保険料（平成 11 年度価格）は 19,000 円～29,300 円の幅の間で変動する。）（図表 9）
- 保険料固定方式に関する試算（基準ケース）では、基礎年金部分と報酬比例年金部分と同じペースで給付水準が調整されると仮定し、厚生年金の最終保険料率を 20% とすると、国民年金の最終保険料は 18,100 円（平成 11 年度価格）となると試算している。
- この場合、厚生年金の最終保険料率を 20% に固定したときに、国民年金の最終保険料を 18,100 円よりも高いものとすると、基礎年金と報酬比例年金の給付水準調整は異なるものとなり、基礎年金は報酬比例年金よりも相対的に給付水準調整割合が小さくなる（報酬比例年金の給付水準調整割合が大きくなる）。他方、国民年金の最終保険料を 18,100 円よりも低いものとすると、基礎年金は報酬比例年金よりも相対的に給付水準調整割合が大きくなる（報酬比例年金の給付水準調整割合が小さくなる）。
- 保険料固定方式において厚生年金と国民年金の最終保険料水準を考えるに当たっては、このように両者の関係が基礎年金と報酬比例年金の水準調整度合いに關係してくる点についても考慮することが必要である。

(図表9)

給付水準維持方式に関する試算結果（厚生年金の最終保険料率(総報酬ベース)）

平成11年財政再計算

19.8

基準ケース

23.1

人口高位推計

21.0

人口低位推計

26.6

経済前提A

22.4

経済前提C

26.0

国庫負担割合1／3

26.2

保険料引上げ計画の前倒し

22.6

保険料引上げ計画の後倒し

23.9

0.0

5.0

10.0

15.0

20.0

25.0

30.0

保険料率の変動幅

保険料率(%)

給付水準維持方式に関する試算結果（国民年金の最終保険料(平成11年度価格)）

平成11年財政再計算

18,500

基準ケース

20,500

人口高位推計

19,000

人口低位推計

22,500

経済前提A

19,800

経済前提C

22,300

国庫負担割合1／3

29,300

保険料引上げ計画の前倒し

20,300

保険料引上げ計画の後倒し

20,700

0

5,000

10,000

15,000

20,000

25,000

30,000

35,000

保険料の変動幅

保険料(円)
(平成11年度価格)